

## 広島県告示第五百一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を平成二十年五月十二日認可した。

平成二十年五月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 一 漁業権者の名称及び住所

#### 1 名称

太田川漁業協同組合

#### 2 住所

広島市安佐北区可部町大字今井田四一八番八一号

### 二 免許番号

内水共第三十号、内水共第三十一号及び内水共第三十二号

### 三 変更の内容

第三条第三項に次のただし書を加える。

ただし、友釣りにおいて使用する場合（社会通念上妥当な長さに限る。）はこの限りではない。

第四条の表中あゆの項イ期間の欄中「六月一日から十一月三十日までの期間内で組合が定めて公示する日（あゆ解禁日）から十一月三十日まで」を「五月二十日から十一月三十日までの期間内で組合が定めて公示する日（あゆ解禁日）から、あゆ解禁日から十一月三十日までの期間内で組合が定めて公示する日まで」に改める。

第五条第二項の表中イ期間の欄中「あゆ解禁日から八月三十一日まで」を「あゆ解禁日から八月九日まで」に改める。

### 附則

この規則は知事の認可があった日から施行する。